

# 満州事変期における汪兆銘の対日外交政策 (1930年～1935年)

新地比呂志

はじめに

一般的に汪兆銘は中国大陸においても台湾においても、祖国の裏切り者『漢奸』として評価が定着している(1)。しかしナショナリズムと政権の正当性をもって、汪兆銘を「漢奸」と断ずるのは妥当ではない。日本においても、概説書や先行研究では、汪兆銘は「親日」と評されている。確かに1933～1935年の「中日提携策」、1938年以降の「和平運動」及び「南京汪派政権」は、「抗日」の対極として「親日」と論ずることができる。しかし汪兆銘の「対日政策」を具体的に検討することはなされていない。本論では満州事変期における「抵抗」と「妥協」の論理に焦点を当てて、汪兆銘の対日外交政策を検討したい。

## 1. 中国国民党の混乱

孫文死去(1925年3月)より、満州事変勃発翌年の蒋介石・汪兆銘政権発足(1932年1月末)までの間、中国国民党は党争に明け暮れていた。蒋介石は権力を掌握する過程で、1926年3月、中山艦事件を引き起こし、汪兆銘を失脚させた(2)。さらに1927年5月上海で反共クーデターを断行し、共産党を粛清し、南京に国民政府を樹立(1927年5月)した。これにより国民党は、蒋介石の南京政権と汪兆銘の容共左派の武漢政府(1927年1月に広州から遷都)に分裂した。

しかしコミンテルンの指導下の共産党は武装革命路線(3)を明確にしたので、武漢政府も反共へ転じ、南京・武漢はそれぞれ統一へ動き出した。さらに蒋介石による北伐の成功と張学良の国民党への帰順により、形式上中国統一が完成された。しかし国民政府の実態は、軍閥の連合政権であり、共産党による革命政権樹立の動きもあり、中国国内はなおも不安定であった。国民党は再度分裂し、1930年7月13日に北平政府(4)、1931年5月27日に広州政府(5)が樹立された。これらの政府は「反蒋国民政府」であるが、いずれも短命に終わった。汪兆銘は「民主化」をスローガンに、この両政府に参画していた。

## 2. 反帝国主義ナショナリズム

反帝国主義ナショナリズムは、五四運動を契機に中国全土に広がっていた。1920年代中盤になると、コミンテルンの運動方針の転換により、中国ナショナリズムはその矛先を日本からイギリスに向けるようになった。ソ連・コミンテルンが反帝国主義運動の当面の最大敵国を英国に絞ったからであった

(6)。「中国・ソ連・日本が地理的に近距離である」というソ連の国防上の理由によるものであった。また幣原の革命不干渉外交(7)も、反日運動の沈静化の原因であった。1924年当時の孫文も「三民主義講演」では、反帝国主義を強く打ち出すものの、日本の歴史的な役割を高く評価していた。

反英運動が本格化したのは、1925年5月30日に起きた「五・三〇事件」からである。これは、上海の日系企業の日本人監督が労働組合幹部を射殺したことに端を発した事件である。イギリス当局が学生百余人を逮捕し、抗議のため南京路に集まった学生・市民に発砲した(8)。これはイギリス当局の波及を恐れてとった処置であるが、結果として中国ではさらに反英感情が強くなり、急進的な反英闘争が次々と起こった。

反英運動が全中国に席捲するさなか、南京事件(1927年3月24日)が勃発した。この事件は国民革命軍の一部が、南京に入り、英米日各領事館及び外国人の商店・住宅・学校などを略奪し、死者は英人3人、米仏伊各1人、負傷者は日本人2名であった。英米軍艦は自国民保護を理由に南京市内を砲撃した。その際南京城内の市民は2000人が死傷したといわれている。米・英は共同出兵するよう日本に働きかけたが、日本は共同出兵を拒否し、米英のみで南京市に砲撃を加えた(9)。

前述したように、中国の反帝国主義運動をイギリスに絞ったことにより、中日関係は改善の兆しがあった。しかし次の首相(外務大臣兼任)田中義一が東方会議で「対支政策要綱」(10)を決定したことは、中日関係悪化の要因となった。さらに田中は、「居留民保護」を名目に、第1次山東出兵、第2次山東出兵、済南事件、第3次山東出兵など、次々と中国ナショナリズムを刺激する行為に出た。

特に済南事件は決定的に日中関係を悪化させた。済南事件とは、1928年5月3日、済南で北伐途次の国民革命軍と日本の山東出兵軍が衝突した事件であった。両軍の指揮官は、速やかに事態の收拾を図ったが、日本軍が山東交渉署に乱入し、16名を射殺した。激昂した中国側は、日本人居留民を13名虐殺した。

中国では、済南事件により反日感情が再燃し、排日・排日貨運動が各地方で頻発した。蒋介石は外交部長として、知日派の黄郛を罷免し、革命外交(11)を企図していた王正廷を任命した。済南事件は、日中間の亀裂を決定的にした。汪兆銘は中日関係悪化の始まりは済南事件であったと述べている。

孫文死去後、1929年済南事件後、日支関係は悪化した。これがやがて九・一八事変につながった。(民国)十四年(1925年)、孫先生が逝去され、私はその意志を継承して國民政府を主宰するや、以上述ぶるところの方針に対しては兢兢業々として少しも変えなかった。十七年(1928年)と

なつては情勢は変わった。濟南事件は日支関係悪轉の始まりとなった。ただ冤仇は宜しく解くべきも、結ぶべきではない。中国はこの時ただ力を竭くして和解し、日支関係をしてより悪轉より再び好轉に還えらしむべきであった。不幸にして当時の國民政府は計ここにいでず。遂に日支関係を悪轉より更に悪轉に走らしめたのであった。これより真直ぐに九・一八事變の發生にまで至ったのであった(12)。

汪は「中国はこの時ただ力を竭くして和解し、日支関係をしてより悪轉より再び好轉に還えらしむべきであった。不幸にして当時の國民政府は計ここにいでず。」と述べている。この濟南事件により、一旦沈静化した排日運動がより急進化した形で再燃し、日本軍部の侵略を誘発し、以後満州事變に繋がっていくことになった。また日本国民の間に「暴支庸懲」「満州は日本の生命線」の考え方が浸透し、それは政府・統帥部を無視した関東軍の満州侵略に拍車をかけることになった。

### 3. 満州事變直前の対日外交政策

1927年12月、汪兆銘は広州コミュン事件の責任をとり、政治生命を失ったが、第2回目の反蔣運動で、1931年5月、広州國民政府の主席の地位についている。その際、汪は陳友仁を日本に派遣し、「中国が独立を保っているのは、日本のおかげであり、中日が提携して、西欧帝国主義からの侵略を防がなければならない」と述べている。陳友仁は幣原と1931年7月末から8月にかけて3回に亘って会談(13)しており、陳友仁は満州を中国の宗主権のもと、中国承認の下に官吏を日本が任命するシステムを幣原に提案している。

汪は、反蔣広東政府承認と引き替えに、日本に対する革命外交を放棄し、満州の主権は中国にあるという前提で、日本による満州の治安維持権を認めて、最大限の譲歩によって「解決」を図ろうとしたのであった。

### 4. 蔣汪合作政權樹立の経緯

1931年9月18日、関東軍の謀略により満州事變が勃発し、瞬く間に関東軍は満州を制圧した。満州事變直後の1931年9月19日広州政府は最高委員会を開き、日本の満州侵略に対して汪兆銘は「蒋介石の下野を要求する宣言」を発表した(14)。同日中央記念週において孫科もまた「満州事變の根本原因は、蒋介石の対日暴言による外交の失敗である」として蒋介石を糾弾した(15)。汪もこの会議の演説で、抵抗しない蒋介石・張学良を非難した上で、「第1倒蔣、第2抗日」を説いたが、「売国奴攻撃」を受ける可能性を考慮して、「第1抗日、第2倒蔣」と政策を変更した(16)。さらに10月21日、共産主義者の跋扈・日本の侵略は「蒋介石の専制政治」がその隙を与えたとして、蒋介石

を非難し、「一絲一毫の領土主権をも損失せざるを原則」とし、蒋介石の下野を要求した(17)。

蒋介石も世論の批判に応じて、下野に応ずる決断をしていた(18)。以後蒋介石は広州政府と和解を図り、11月12日から南京で、18日からは広州でそれぞれ代表大会を開催した。南京の代表大会では二期四中全会以来、党籍を剥奪された党员（汪ら、国民党左派汪派）の党籍回復を正式に決定し、国難会議招集を決議した。広州の代表大会においては、蒋介石の不抵抗政策に対して責任を問い、蒋介石の下野を南京・広州合流の基本条件にすることを決定した。結果、蒋介石は東三省を失った責任をとって1931年12月15日下野表明することになった。

## 5. 「一面抵抗一面交渉」の提起

汪兆銘と蒋介石は折衝を重ね、1932年1月28日、汪蔣連合による新南京政府が樹立した。この政府は汪が行政院長、蔣が軍事を担当することになった。しかし蔣汪連合政権が発足したその日、上海事変が勃発した。上海事変は、上海市北部の閘北で、治安維持に出動した日本海軍の陸戦隊と中国軍との間の市街戦である。これは中国軍初の本格的な軍事的抵抗であった。戦闘は3月3日まで続き、3月24日に英米仏伊の斡旋による停戦交渉が行われ、5月5日、正式に停戦協定(19)が成立した。

休戦協定は「若干は前記地域附近の地方に当分の間駐屯せしめらるべきものとす。」とあるように、中国にとって満足のいくものではなかった。しかし中国は軍事的抵抗をすることで、日本と交渉し、休戦協定に持ち込むことができた。ここに汪兆銘は、新たな対日政策として「一面抵抗、一面交渉」を提起することになった。蒋介石・張学良の「不抵抗政策の失敗」が日本の満州占領を招いたが、上海事変で中国軍が善戦し、占領されることなく交渉につながり事のできたのであった。ここに汪は抵抗が交渉へのステップであるという考えに至ったのであった。また汪は「抵抗」が、なかなか動かない国際連盟・米英諸国への国際的アピールにつながると考えていた。しかし汪は、「対日宣戦」などの民衆に迎合した極端なナショナリズムを批判した。汪は「不抵抗」「国連だのみ」「実効性のない極端なナショナリズム」(20)を排したのであった。やがて不抵抗政策をとっていた蒋介石も汪に同意するようになった。

汪の軍事的抵抗を基軸とした「一面抵抗、一面交渉」は上海事変においては、有効であった。上海事変の激戦の結果、日本を交渉の場に引き出すことができたことは、「一面抵抗、一面交渉」が「不抵抗」よりも現実的であったことを意味していた。

## 6. 国際連盟・リットンへの対応

汪兆銘は、「抵抗」と「直接交渉」のみについて論じられがちであるが、「国際連盟による日本の軍事行動の抑止」を企図しなかったわけではなかった。大幅な妥協案を用意しながらも、満州事変を国際問題化しようという意図があった。

1931年9月20日、中国は日本に対し、日本の軍事行動は不戦条約違反であると抗議を行い、日本軍の撤退を求めた。さらに1931年9月21日、中国は、国際連盟への提訴を行った。この時、日本は国際連盟常任理事国、中国は非常任理事国という立場であった。9月24日、日本は「自衛のための行動で、満洲に何ら領土的野心を持っていない。事態の解決後、ただちに撤兵する。」という表明をしている。9月30日、国際連盟理事会は、日本軍はすみやかなる満鉄附属地内への撤兵を勧告して閉会している。

この時中国側は、対日直接交渉拒否派の蒋介石・宋子文・張学良らが中国外交の発言権をもっていた。汪はこの時広州政府を組織していたので、公式の外交発言権はなかった。

しかし翌1932年の1月28日、蔣汪連合政権の発足により、汪は行政委員長に就任して、リットン調査団と会見し、公式見解を発表し、上海事変における日本の不当性を強く非難して、次のように述べている。

今回の戦争行為の発生は中国側には全く責任が無く、やむを得ず正当防衛に出た。日本は中国領土主権の破壊者であるだけではなく、国際連盟の公約の破壊者でもある。中国人民は今の時局に抱いている望みと願いは、領土と主権の保全であり、東北の最近の傀儡政府の出現に対しては、日本は朝鮮を滅した同一の手法をとっていると判断し、決して容認することはできない(21)。

臼井勝美氏の研究(22)によれば、南京滞在のリットン調査団は1932年3月29日から4月1日まで4日間にわたって国民政府首脳と会談したということである。そして3月30日の会議が最も内容があったとのことである。以下がその要点である。(出席者：国民政府側出席者は汪兆銘行政院長、蒋介石軍事委員会委員長、羅文幹外交部長、宋子文財政部長など)

①汪兆銘は二十一ヵ条条約は議会の承認を得ていないので無効であり、1913年憲法に反して議会を解散した袁世凱大總統を非難した。リットンが中国は袁大總統の結んだ国際的な契約はすべて無効と主張するのかと反問したのにたいし、汪は議会在正式に否認したものに限ると答えた。リットンは31日の会談でもこの問題に言及し、一国の新しい政権が、前政権の負っている法的義務を否認するようになれば、国際間のすべての手続きは崩壊すると警告した。

②リットンは国際的な協力のもとでの満洲の治安維持、外部からの侵略の防止を示唆し、中国側の反応を打診した。日本は中国が果してその主張するように日本軍の撤兵後憲兵隊と文民政府で満洲の治安を維持し得るかに疑問をもっているのが、国際連盟が協力するという構想はどうかと申し出た。また満洲への外部からの侵略についてはソ連、日本、中国が国際的に協力して防衛する案を提示した。汪はこれらに対し、中国の主権と領土の保全を前提として異議はないと応じた。

③リットンが中国共産党・共産軍の現状について説明を求めた。汪は中国の歴史には内乱で戦場に遺棄された多数の武器を失業者が拾い徒党を組んで省内に散在することがあるが、共産軍もその一種で失業者、匪賊で構成され正規な軍隊ではないと述べた。またリットンが中国の一定地域に共産党の政権があり国民政府の権威を認めていないのではないかと質問したのにたいし、そのような組織はなく、かつ共産党に占領された一定の領土もないと否定した。

以上から判断すると、上海事変期については、汪兆銘の対外政策は、「抵抗」「直接交渉」そして「国際連盟へのアピール」であったといえる。なおリットンの仲裁案は、「中華民国の主権を認めつつ、満州を共同管理化する」ものであるが、汪は主権を堅持するという前提で、基本的にはリットンに同意していた。

かつて汪が陳友仁を幣原に派遣して会談させた「満州ハイコミッショナー案」(23)にも共通している部分があった。中国側(汪兆銘)は日本との大幅な妥協案を示す用意があり、満州事変を収束できるかどうかは、日本が侵略の矛先を収めるかどうかにかかっていた。

## 7. 「一面抵抗、一面交渉」から「全面交渉」へ

汪兆銘は上海事変においては、軍事的抵抗を行ったことで、日本軍に占領されることはなかったと考えていた。そして日本との直接交渉と同時に国際的アピールも期待できた。上海事変で領地を失わなかったことは、中国人にとって大きな自信につながった。胡適は上海事変を表して、次のように述べている(24)。

上海事変により我々は国民の抵抗力を発見し、民族に対する自信を高めた。……アヘン戦争以来今日までの90年間において、このような衰弱を救う『興奮剤』は見られなかった。この上海での一戦は、民族の自信の回復と国家の復興に精神的な基礎を築いたといえよう。

しかし「軍事的抵抗」は中国国民党支配地域においてのみ有効であった。日本の侵略の主戦場は東北・華北であった。統制力に欠け、国民政府からは

半独立状態にある張学良や他の軍閥に対して、「軍事的抵抗」を強要すること自体が実施困難な対日政策であった。しかも「長城古北口での一戦(1933年3月11日)では圧倒的な近代的兵器の差により、中国側兵士は戦意を喪失していた(25)。しかし汪兆銘は、「長城古北口での一戦」においても、「抵抗」の重要性を説いていた。「交渉」の前提には、「抵抗」(軍事的)がなければならないとしていたのである。

しかし統制力を欠いている軍閥勢力・圧倒的な近代兵器の差は、如何ともしがたく、汪兆銘は、「軍事的抵抗」よりも、「交渉による抵抗」に戦略を移していった。一方この後も日本軍は執拗な侵略が続けた。日本軍が熱河省へ侵攻した際、日本は、万里の長城以北の地域を満州国に併合した。更に長城線を越えて河北省へと進撃したが、29路軍の抵抗に遭った。日本は侵攻はできたものの、当時国際連盟を脱退して国際的に孤立化していた。国民政府・日本両政府ともに妥協点を探ることが必要であった。そこで成立したのが、塘沽協定(1933年5月31日)であった。下記が塘沽協定の要点である(26)。

- ・長城沿い南側に非武装緩衝地帯を設け、日中双方が撤兵する。
- ・国民政府軍は河北省東北部から撤退し、軍事的な挑発行為を行わない。
- ・前項が遵守されているかどうかを日本軍が監視することを認める。国民政府もそのための便宜を図る。
- ・日本軍は長城線以北へ撤退する。
- ・長城線以南の国民政府軍撤退地域は国民政府の反日的傾向のない警察によって治安を維持する

この塘沽協定により、一旦満州事変が終結した。中華民国政府としては、満州国を認めないが、現実的対応として「黙認」することになったのである。汪はこの協定は軍事的暫定的な協定であり、政治的に主権を放棄するものではないとの論理を展開していた(27)。以後汪は、南京国民政府で、行政院長として、対日「全面直接交渉」外交を展開することになった。しかし1935年11月1日、国民党六中全会1日目、孫鳳鳴という取材記者に狙撃され、瀕死の重傷を負い。同年12月1日辞任した。

## 8. 列国の中日問題へのかかわりと汪兆銘の対日戦略

汪兆銘の対日政策は「抵抗」「直接交渉」「国際連盟・米英による日本への干渉」であった。しかし「軍事的抵抗」は上海事変の時には有効であったが、華北・満蒙では抵抗できる勢力がない上に、軍の装備も貧弱で、中国軍には士気がなくなっていた。

また「国際連盟・英米による日本への干渉」も期待をしていたが、実現の可能性はうすかった。盧溝橋事件に端を発した日本軍の華北・満蒙での軍事

行動にも、国連・米英は日本に経済制裁を加えなかった。この事態に汪は国連・米英に不満を抱いていた。汪は新しい対日政策で対応しなければならなかった。それが「中日提携」外交であった。汪は、「列国が中日問題に干渉せず、日本が無理な要求をしないのなら、いつでも交渉に応ずるべきである。」という論を展開した(28)。また汪は当時の国際関係を次のよう分析していた。以下は1933年11月22日付けの胡適への手紙である。

日本とアメリカが戦争をすることになると、必ずその戦争の前に、日本は我が国にどちらにつくか態度表示を求めてきます。中国が日本を援助しなければ、日本は華北と海口を占領します。日本陸軍は350万のうち、300万をアメリカへ、50万を中国に向ける。要するに日米戦争の決着がつく前に、中国は再起できないほどの大敗をするでしょう。米英ソと日本との戦いでは米英ソが勝つのは明白です。しかし中国の経済の中心はこの100年で北から南へと移動し、通商活動も海岸線に集中しています。現在の戦争は経済戦争となったにもかかわらず、中国軍は自立するための経済的な裏付けをもっていません。よって軍隊が海岸線に移動すれば他国の傀儡とならざるをえず、軍隊が西北地方へ移動すれば地方の盗賊となるしかありません。言い換えれば中国は、ベルギー（中立）になることはできず、ソヴィエトとなるか、領地が分割されるか、国際共同管理を選択するしか道はなくなってしまうのです。私達は軍事・財政の上でベルギーたる資格（中立たる資格）をつくって、大戦の勃発に関わらず、私達は努力して国家建設をしなければなりません。今日の状況を考えると、中立政策を実行できないことは、すでに述べた通りです。しかし現在および将来、中立政策を完遂しななければならないことも、またすでに述べたとおりです。外交はこの点において、その時々状況に適切でなければならなりません。諸葛武侯は次のように言っています。「自らを養い、献身的に努力して、死ぬまで頑張っても、成功と失敗は前もって予想することができない。」私達は今努力して中立政策を実行する準備の外に、別の方法はなく、日々中立政策を準備するのみです。しかしこれには、物資と時間が必要であり、日本に妥協するのもやむをえないのです(29)。

上記資料から、汪兆銘の外交政策の理想は、「予想される大戦（日米戦争）での中立政策」であった。しかし現実的対応として、「日本の侵略による破壊行為を避けるために日本との一時的妥協」を選択せざるを得ないということであった。中立政策を実施するには、「生産力を上げること」とそのための「準備期間」が必要であると考えたからである。

## 9. 汪兆銘・蒋介石による対日協調外交

前述したように、汪兆銘は当時の中国の国力では、日本とやむを得ず妥協するしかないと考えていた。言い換えれば、「中日提携」は「長期戦の一過渡期的な段階」と捉えていたと考えることができる。

汪が、中日連携政策を具体的に提起したのは、1934年1月からであった。中国国民党第4期第4次中央委員会全体会議（1934. 1. 20）の開会の辞で、中日親善と反共を表明した(30)。要旨は次の通りである。

- ・中日親善、反共を国家の方針とする。
- ・1931年9月以来、国難が続き、去年3月以来、我が軍隊は長城一帯で苦戦し、日に日に厳しい状況である。共産党は南昌を襲うことを図り、5月には華北で日本軍と停戦協定を結んだ。
- ・共匪の発生して以来、中国歴史上農民が失業する結果となり、さらに加えてここ数年経済が没落し、農村は崩壊した。江西一省をもって人口600万人が減少した。

同年4月には、満州問題を保留した上で中日友好関係を築く談話を須磨弥吉郎領事に提案(31)している。さらに1935年になると、対日関係打開のための一連の具体策を発表している(32)。

- ・平和統一の目的は救亡図存を求め力を結集することである。
- ・新しい1年は引き続いて剿共・生産・建設に従事し、公明な政治をするように努力する。
- ・「救亡図存の方針」で、「剿共」と「侵略への抵抗」の重大である。
- ・中国は、現在軍事力がまだ十分な準備が整っておらず、めざましく発展している国（日本）が亡国に導くこともあり得るので妥協も必要である。
- ・「救亡図存の方針」は、一心不乱に没頭して励むことしかない。
- ・日本が中日の膠着した局面を打開することを望む。

また「中国の問題と解決方法」という本を中国語版以外で、英、独、仏、蘭語で出版し、各国の首相と外交部長に英文書を一冊ずつ贈呈した。この時中国語版を海外駐在の各大使、公使及び各庭、部、会長と省政府の主席等に郵送している。

上記の汪の施策をまとめると次のようになる。①中国が減びないように国家建設のため「剿共」「生産」「建設」を実施する。②中国は十分な軍事力が整っていないので、日本との妥協もやむを得ない。③中日問題を2国間の問題にせず国際問題化する。（中日問題の現状についての書籍を出版し、各国に配布している。）

この後、汪兆銘は蒋介石とともに外交政策として、「中日提携」の具体的

政策を実施していくことになった。当時、日本側も、広田弘毅首相・有吉明公使が中国との「和協路線」をとっていた。1935年1月29日、汪は有吉公使と会談した(33)。汪は広田演説(34)を賞賛した上で、「日本が満州問題・中国問題を平和的に解決する意図を表明し、中国は排日の取り締まりを行うことを相互表明する」ように提案している。また汪は「日本が中国を侵略しないことを表明すること」を申し入れている。有吉はこれに対して、「日本が侵略的意図のないことはたびたび表明している」と返答している。汪は上記を踏まえた上で、「中日外交に関する報告」の中で、「中国が現代国家たらしむるには、統一と建設が必要であり（制度上の欠点…交通の困難、経済的落伍、教育の不備）、そのためには長期の和平が必要である(35)。」(1935/02/20)と述べている。「長期和平」は、中国にとって民生安定のために必要不可欠であると考えており、後の和平運動とも共通する。以後、汪は「中日連携」を可能にするための一連の施策を実施している。

- ・1935/02/27 汪兆銘・蒋介石の連名で提出した排日貨禁止法案が中央政治会議で可決される(36)。
- ・1935/03/07 汪兆銘と有吉公使が中日間の諸問題につき会談し(37)、「排日運動を取り締まって、英米から借款を受けることを否定する」ことを告げる。
- ・1935/03/12 総理（孫文）逝世十周年記念會、汪兆銘は、「和平」「奮闘」「救中國」について演説するとともに、中日連携の意義を説く(38)。
- ・1935/03/15 国民政府、排日教科書を禁止する(39)。  
「政府の検定を経ざるもの並びに廃止に決定したる教科書は今後絶対に使用すべからず」と国民政府教育部は全國各市教育長に発令する。
- ・1935/05/17 中日両国は公使館を大使館に昇格させ、それぞれ初代大使に有吉明・蔣作賓が任命される。
- ・1935/06/10 国民党敦睦邦交令[中日友好・排日運動禁止]を発し、抗日運動を禁止する(40)。

「わが国現在の自立の道は、内は、政治を改正し、文化を促進し、もって国力を充実すべく、外は、国際信義を守り国際和平を共同維持するにある。わが国民は友邦と努めて親睦し、排斥または悪感情挑発の言論あるべからず。この趣旨よりして、とくに団体を組織して国交を妨害するごときことあるべからず。右命令する。各自よく遵守すべし。違反者は厳罰に処する。」

この時期聯合通信上海支局長であった松本重治は、汪兆銘にインタビューをし、中日関係についての見解を得た(41)。(1935/06/20)

- ・中国と日本とは地理的、歴史的、はたまた人種的に密接な関係にあり、

政治の運用 如何によっては、共通の利害の上に立つてゆくことができると断言する。日本は資源が少なく、中国は多い。日本は各種の工業、技術が発達し、中国の資源を充分利用し得る。日本の技術と中国の資源は、東亜経済の確立に必要であり、これを基礎として中日両国は、共通の利害の上に立つことができる。

- ・今日、中国は、もちろん軍備の点で日本に劣り、戦争には勝てないかもしれないが、日本に抵抗し、日本を疲れさせることは、中国にもできることだ。その結果は、日本にとっても中国にとっても利益とはならない。それよりも、共通の利害のため努力すべきである。日本もこの点を諒解してくれることと思う。

#### 10. 汪兆銘の辞任と政界復帰

汪兆銘・蒋介石による一連の「中日連携」施策は、「売国奴」として反汪・反蔣の空気を強めることになっていった(42)。とりわけこの「売国奴」としての非難は、汪兆銘に向かい、政権内部（国民党）でさえも、孔祥熙・宋子文・孫科は汪兆銘を攻撃(43)していた。国民党内外から激しい攻撃にあった汪は、一度辞任を表明している（1935.8.9）が、この時、蒋介石は汪を全面的に支持した(44)。(1935.8.20) 蒋介石の汪復帰の提案に対して、誰も反対しなかった。これは国民党内では蔣の権威が絶対であったことを意味する。そして9月2日「中日連携」政策を確認し、正式に汪を行政委員長・外交部長に任命した。蒋介石はすでに別の路線（中ソ連携）を模索し始めた時期であるが、この時点では、まだ汪は利用価値があったのであろう。

- ・1935/09/02 蒋介石「如何改善中日関係」を發表(45)。
- ・1935/09/02 蒋介石、中央第185次常務會議で、汪兆銘を継続任命(46)。

#### 11. 華北分離工作とコミンテルン・中国共産党・中国国民党の方針転換

中華民国中央政府が中日親善を進めている中で、日本軍は華北分離工作を開始していた。中国知識人の間では、さらに抗日意識が強くなり、親日新聞社（国権報）社長が暗殺される事件(47)が起るなど反日テロ事件や「不敬事件」がおきた。

国内の抗日ムードの中で、中国国民党・共産党の方針が大きく変化していくことになった。満州事変直後は、中国共産党も基本的には蒋介石と同様「安内攘外」であった。中国共産党は、対日批判よりも対「蒋介石」批判を全面に出していた。当時最大の敵は国民党であった。しかしコミンテルンの方針の変化(48)により、中国共産党も新たな革命戦術をとることになった。

1935/05/02 『国権報』社長・主筆湖恩溥、天津の日本租界で暗殺される。

1935/05/03 『振社』社長・主筆白逾桓、天津日本租界で暗殺される。

1935/05/04 上海共同租界で発行の『新生』週刊5月4号（第2巻25期）に「掲載の閑話皇帝」、天皇に言及。

中国共産党は新たな革命戦術＝人民戦線方式の「抗日救国のために全同胞に告げる書」（49）を発表した（1935. 8. 1）。蒋介石もまた新たな対日戦術として、前述のように対ソ接近を試み始めた。

「対日交渉派」のリーダーである汪兆銘は、抗日派の非難を受けるだけでなく、狙撃され重傷を負った。ついで汪の腹心であった唐有壬が暗殺されたことにより、国民党内部で、「対日交渉派」は力を失うことになった。

## 12. おわりに

汪兆銘の対日政策の基本理念は、「中日提携」であった。塘沽協定により、満州事変は、一旦収束した。中国は軍事的な抵抗が困難な中で、汪の基本的な対日政策は、「①満州については、日本の主権は認めないが、黙認する。」

「②日本が無理な要求をしないのなら、いつでも交渉に応ずる。」という施策を展開した（50）。この当時の汪は日中と英米ソの関係を次のように分析していた。

- ・将来、日本と英米ソは戦争になり、日本は敗戦する。
- ・日本は敗戦するまでに、中国を侵略し、再起不能なほどの痛手をこうむる。
- ・大戦の勃発に関わらず、いずれにしても、努力して国を作らなければならない。
- ・我々は戦争（日本と米英ソの戦争）までに「時間」と「物資」を確保しなければならない（51）。

汪は「中国の復興には30年はかかるので、エネルギーを温存することが大切である。」「日本との一時的な妥協もやむを得ない」と考えていた（52）。

塘沽協定以後は、汪兆銘・蒋介石によって、日本側の広田・有吉ラインの和協外交路線に呼応して、対日提携外交が推進されることになった。中国側は「満州問題の保留」と同時に、「抗日運動の禁止」という大幅な妥協をしたのである。

この時の対日政策が基本となり、やがて1938年以後の「和平運動」「汪派南京政権」の樹立と繋がっていったと考えられる。通説では、汪が日本に対して「非軍事的長期抵抗」政策を企図していたことに関しては、重視されていない。しかし汪の執った対日政策は、「時間」と「物資」を確保するための「戦略的妥協」であったといえる。

【註】

- (1) 王克文『汪精衛・國民黨・南京政權』 中央研究院近代史研究所集刊 43期 2004.3  
半世紀來，海峽兩岸對民國乃至近代人物的評價，往往立場相反，褒貶互見，唯獨對汪氏則毫無異議——語以蔽之，「漢奸」而已。
- (2) 菊池秀明『ラストエンペラーと近代中国 中国の歴史10』pp.254-255 講談社 2005.9
- (3) 『中国共産党史資料3』 p.143  
日本国際問題研究所編「コミンテルン執行委員会緊急訓令」勁草書房 1971.11  
コミンテルン執行委員会緊急訓令（1927年6月）
1. 武漢政府を改組し、〔これに対する〕中国共産党の指導力をふやすこと。
  2. 国民党の中央党部を改組し、中国共産党の積極分子を選抜し、これを国民党中央に参加させること。
  3. 2万人の中国共産党員を武装させること。
  4. 五万人の労働者・農民の積極分子を選んで、国民党の軍隊工作に参加させ、国民党軍隊を徹底的に改造し、その反動的な将領たちを排除し、中国共産党員または徹底した国民党左派をもってこれにかえること。
  5. 革命法廷を設置し、右派および反革命分子を厳しく審判すること。革命法廷の議長には国民党左派の領袖をあてて、中国共産党の指導下におくこと。
  6. 土地革命を励行し、地主・豪紳の財産を没収すること
- (4) 蔡徳金・王升『汪精衛生平記事』 p.138 中国文史出版社 1993.6
- (5) 註(4)前掲『汪精衛生平記事』 p.150
- (6) 『中国共産党史資料1』 p.558  
日本国際問題研究所編「中國共産黨爲廖仲凱遇刺唁國民黨（嚮導週報）」  
勁草書房 1976.3  
『蒋介石秘録7』 p.64 サンケイ新聞社 出典：コミンテルン第7次会議 1976.3
- (7) 鹿島平和研究所編『日本外交史17』 p.105  
「1924年6月11日の記者会見」鹿島研究所出版会 1971.12
- (8) 小島晋治・丸山松幸『中国近現代史』 p.108-109 岩波新書 1986.4
- (9) 近代日中関係史年表編集委員会『近代日中関係史年表』岩波書店 2006.1
- (10) 註(7)前掲『日本外交史17』 pp.217-218 「対支政策綱領」
- (11) 土屋光芳『汪精衛と蔣汪合作政權』pp.146-147 人間の科学社 2004.11  
以下本文抜粋。  
当時の「国際システム」に対して「不平等条約撤廃」を掲げて異議申し立てを行おうとした。革命政権を自称する以上、国民政府が歴史上のその他の革命政権と同様、国際慣例を否定する「革命外交」を行おうとしたのもある意味では当然であろう。  
(中略)  
そして李恩涵は「革命外交」を「革命の方法と手段によって中国と外国との間の不平等な外交関係を解消しようとするものであり、また不平等条約廃止の目的を達成しようとするもの」と定義する。
- (12) 汪兆銘『日本と携へて』 p.20 黒根祥作訳 朝日新聞社 1941.1.25

- (13) 註(7)前掲『日本外交史17』 pp. 328-334  
 陳友仁は幣原と1931年7月末から8月にかけて3回に亘って会談している。陳友仁は幣原に満州を中国の宗主権のもと、「ハイ・コミッショナーはノミナル(名目上)な支那の承認の下に日本が任命する」システムを提案している。「ハイ・コミッショナー」とは軍権の伴わない治安維持のための警察官である。また陳は条約で認められた日本の既得権についても全面的に承認するというものであった。陳の申し出は、汪兆銘の意を受けたものである。
- (14) 森田正夫『汪兆銘』 pp. 318-319 興亜文化協会 1939. 12
- (15) 註(14)前掲『汪兆銘』 pp. 319-320
- (16) 註(14)前掲『汪兆銘』 p. 321
- (17) 註(14)前掲『汪兆銘』 p. 329
- (18) サンケイ新聞社編『蒋介石秘録9』 p. 123 サンケイ新聞社出版局 1976. 6
- (19) 国立公文書館アジア歴史資料センター
- (20) 『革命文献35』 中国國民黨中央委員會黨史史料編纂委員會(1930-1972) pp. 1291-1297
- (21) 『中央週刊16』 pp. 219-220 [影印版] 中国第二歴史当案館編 南京出版社 1997. 7
- (22) 臼井勝美『満州国と国際連盟』 pp. 60-62 吉川弘文館 1995. 5
- (23) 註(7)前掲『日本外交史17』 pp. 328-334
- (24) 胡適編『獨立評論』第1号 pp. 8-9 「上海戰時的結束」 1932. 5. 22
- (25) 陳公博『中国国民党秘史』 p. 313 岡田酉次訳 講談社 1980.10.20  
 原書：陳公博『苦笑録』『八年来的回顧』1945
- (26) 鹿島平和研究所編『日本外交史19』 pp. 33-34 鹿島研究所出版会 1971. 3
- (27) 註(14)前掲『汪兆銘』 pp. 372-373
- (28) 註(20)前掲『革命文献35』 pp. 1291-1297
- (29) 胡適『胡適來往書信選(中)』1933年11月22日書簡  
 中国社会科学院近代史研究所 1979. 5-1980. 8
- (30) 註(21)前掲『中央週刊23』 p. 411
- (31) 註(4)前掲『汪精衛平記事』 p. 207
- (32) 註(4)前掲『汪精衛平記事』 p. 216
- (33) 註(23)前掲『日本外交史19』 p. 85
- (34) 註(23)前掲『日本外交史19』 pp. 81-83
- (35) 『中央日報』1935年2月21日号 1号(1928. 2. 1)-3888号(1939. 5. 2) 上海書店出版社 1994. 9  
 『中央日報』は中国国民党系の新聞である。
- (36) 註(14)前掲『汪兆銘』 p. 380  
 蔡徳金『汪精衛評傳』 pp. 221-222 四川人民出版社 1988. 4
- (37) 註(35)前掲『中央日報』1935年3月8号に掲載
- (38) 註(21)前掲『中央週刊30』 pp. 115-116
- (39) 註(14)前掲『汪兆銘』 p. 380
- (40) 註(21)前掲『中央週刊31』 p. 269
- (41) 松本重治『上海時代(中)』 pp. 18-19 中央公論社・中公新書 1974. 10
- (42) 註(41)前掲『上海時代(中)』 p. 2

(43) 満州事変以降、「愛国」は、政敵を攻撃する手段として使われた。

『中国国民政府の対日政策』p. 34 以下本文抜粋。

このように、1931年の中国の状況は脆弱・貧困・分裂という三語に要約できる。しかし世論について見れば、国力の脆弱性とは反対に、ナショナリズムはさらに昂揚する傾向にあり、青年学生を先頭とする知識人は、感情的に中国の対外的権力回復に焦慮し、加えて一般民衆の多くは無教育で、国家的問題や国際問題を分析する能力に欠け、平時は無関心であるが、その反面一度刺激や煽動を受けるとたちまち衝動的になりがちな傾向にあった。また、各政治勢力は内政上の支持を得るため外交問題に対しては互いに強硬さを競いあい、「売国奴」や「妥協派」という罵声を相手に対する攻撃の最も効果的な武器として使っていた。【出典】 蔣廷黻回顧録

(44) 註(21)前掲『中央週刊32』p. 97

(45) 註(21)前掲『中央週刊32』p. 145

(46) 註(21)前掲『中央週刊32』p. 159

(47) 註(40)前掲『上海時代(中)』p. 22

(48) 波多野善大『国共合作』p. 189 中央公論社 1973. 8

(49) 『中国共産党史資料集7』pp. 521-526

日本国際問題研究所編勁草書房 「抗日救国のために全同胞に告げる書」1973. 7

(50) 註(20)前掲『革命文献第35集』pp. 1291-1297

(51) 註(29)前掲『胡適來往書信選(中)』1933年11月22日書簡

(52) 同上